

① 東大阪市小規模企業融資制度の融資限度額を引き上げました！

東大阪市では、市内で事業を営む方が事業に必要な資金を金融機関から借入れできるように、大阪信用保証協会の保証を付け、斡旋しています。大阪府の融資制度をベースとするもので、本市から取扱金融機関への預託により貸付利率を0.8%（年）に引き下げています。平成30年4月1日受付分より、融資限度額を1,250万円から2,000万円へ引き上げ、より一層利便性の高い融資制度となっています。

【融資対象者】市内（原則として同一場所）で同一事業を6か月以上引き続き営み、確定申告・決算に伴う納税状況を証明できる従業員20人（商業・サービス業は5人。但し「宿泊業」「娯楽業」は20人）以下の会社、個人及び医業を主たる事業とする小規模NPO法人等。また、具体的な事業計画があり、融資後金融機関等による経営サポートやモニタリングを受けることができること。

【融資限度額】2,000万円（既存の保証協会の保証付融資残高を含む）

【返済期間】84か月以内（内、据置期間は6か月以内）

【利率】年0.8%（平成30年4月1日現在）※利率は金融情勢の変化等により変わることがあります。

【信用保証料率】0.5～2.2%（大阪信用保証協会の定める料率）

【連帯保証人】個人は原則として不要、会社等は原則として代表者以外は不要

【担保】原則として不要

詳細は右記HPをご覧ください。<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002859.html>

＜申請・問合せ先＞ 東大阪市経済総務課分室（東大阪市金融相談窓口）

〒577-0011 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪 北館3階 304号室

TEL：06-6748-7275 FAX：06-4309-2303

② 大阪芸術大学産学連携プロジェクト～プロダクトデザイン開発～

東大阪市では大阪芸術大学とデザイン面での産学連携を進めています。

本プロジェクトにおける学生からの提案は、若い感性により斬新でユニークな提案が多数あり、製品化に結びつく案件が出てきています。4月に取り組みをスタートさせ、夏休み期間を有効的に活用し、学生とのコミュニケーションを図ることにより、より高い成果を目指します。

【対象内容】家具・雑貨・工業製品・機械デザイン・インターフェース（操作画面のデザイン）など

【スケジュール】4月上旬 大学との事前ヒアリング

4月中旬 プロジェクトスタート

大学にて企業概要や今回こういった提案を求めるか等課題説明

※学生との意見の摺り合わせは、原則月1回実施いたしますが、取り組みの進捗状況など必要に応じ、何回でも可能です。

大学での授業時間は原則毎週金曜日13：20～16：30。

【費用】・参加費については無料・学生の市場調査・企業訪問・試作品開発にかかる費用は企業にてご負担ください。

【定員】1社程度（申込多数の場合は、大学とのヒアリングにて選定）

【申込締切】平成30年4月11日（水）

【申込方法】下記申込書に記載の上 FAX（06-4309-3846）にてお申し込みください。

企業名		所在地	
所属・役職		ご担当者	
TEL		FAX	
MAIL			
取組みたい内容			

＜申込・問合せ先＞ 東大阪市役所経済部モノづくり支援室

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

TEL：06-4309-3177 FAX：06-4309-3846 メール：monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

③「ものづくり補助金」の活用をご検討の皆さまへ

○ 「ものづくり補助金」等の優先採択について

今般、本市では、現在国会で審議されております「生産性向上特別措置法」の成立後、導入促進基本計画を策定することを決定しました。

本市が策定する導入促進基本計画に則り設備投資に係る「先端設備等導入計画」を作成し、市から計画の認定を受けた中小企業者は、国の補助金についても優先採択を受けることができます。（今般募集中のものづくり補助金に限り、補助金採択後に計画の認定を受ける必要があります。）

※国では、「生産性向上特別措置法」を5月から6月に施行することを予定しています。

優遇措置の対象となる補助金(予定)

経済産業省が所管する以下の補助金が対象となります。

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり補助金)
- ・小規模事業者持続化補助金(持続化補助金)
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)
- ・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 補助金)

※平成30年度に交付決定される補助金から優遇措置を受けることができます。

詳細については、以下の中小企業庁のウェブサイトよりご確認ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

○ 設備投資に係る新たな固定資産税特例について

本市は、上記「先端設備等導入計画」を作成し市から認定を受けた税法上の中小企業者について、同計画に基づいて平成30年度から平成32年度の間に導入した償却資産に係る固定資産税を3年間ゼロとする方針を決定しました。

固定資産税(償却資産)の特例措置の対象となる資産(予定)

- ・商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する機械装置等

<問合先> 東大阪市役所経済部モノづくり支援室

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1

TEL: 06-4309-3175、3177

FAX: 06-4309-3846

メール: monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

お手数ですが、中小企業だよりの配信をストップする方は、「貴社名」・「FAX番号」を、メール配信への切替を希望の場合は、「貴社名」・「FAX番号」・「メールアドレス」を下欄に記載のうえ、FAX (06-4309-3846) ください。

貴社名		FAX	(メールアドレス)
-----	--	-----	-----------